

滋賀県後期高齢者医療広域連合障害者活躍推進計画

機関名	滋賀県後期高齢者医療広域連合
任命権者	広域連合長
計画期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）
滋賀県後期高齢市医療広域連合における障害者雇用に関する課題	当広域連合事務局においては、職員総数24名のうち、16名が市町等からの派遣職員であり、直接雇用は、非常勤の職員のみである。これまでより障害者に限定した募集・採用は行ってこなかったが、今後、雇用する場合に備え、体制整備を行う必要がある。
目標	
①採用に関する目標	○障害がある職員が在籍する場合を想定し、広域連合職員の障害者雇用に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として事務局次長を選任する。 ○障害がある職員を雇用した場合は、当該職員の相談窓口を設定し、庁内に周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害がある職員（身体障害等により従来の業務遂行が困難となった者を含む）が在籍する場合は、本人と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害がある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、当該職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○在宅勤務制度および時差出勤制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進し働きやすい職場環境をつくる。 ○障害者雇用に関するリーフレット等を活用し、職員の障害者雇用に関する理解を促進する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。